

平成28年第8回永平寺町議会定例会議事日程

(20日目)

平成28年12月14日(水)

午前10時10分開議

1 議事日程

- 第 1 議案第51号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第52号 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第53号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第54号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第55号 平成28年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第56号 平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第57号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 陳情第 4号 教員の働き方の改善に関する意見書採択について
- 第 9 発議第 2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 第10 委員会の閉会中の継続審査について
- 第11 委員会の閉会中の継続調査について

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第51号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第52号 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第53号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第54号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について

第 5 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について

第 6 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について

第 7 議案第 5 7 号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 8 陳情第 4 号 教員の働き方の改善に関する意見書採択について

追加日程第 1 発議第 3 号

教員の働き方の改善に関する意見書の提出について

第 9 発議第 2 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

第 1 0 委員会の閉会中の継続審査について

第 1 1 委員会の閉会中の継続調査について

### 3 出席議員（1 8 名）

1 番 上 坂 久 則 君

2 番 滝 波 登喜男 君

3 番 長谷川 治 人 君

4 番 朝 井 征一郎 君

5 番 酒 井 要 君

6 番 江 守 勲 君

7 番 小 畑 傳 君

8 番 上 田 誠 君

9 番 金 元 直 栄 君

1 0 番 樂 間 薫 君

1 1 番 川 崎 直 文 君

1 2 番 伊 藤 博 夫 君

1 3 番 奥 野 正 司 君

1 4 番 中 村 勘太郎 君

1 5 番 川 治 孝 行 君

1 6 番 長 岡 千恵子 君

1 7 番 多 田 憲 治 君

1 8 番 齋 藤 則 男 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防次	長	中村昭雄君
総務課	長	山下誠君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	太喜雅美君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	吉川貞夫君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	清水昭博君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	酒井健司君
学校教育課	長	坂下和夫君
生涯学習課	長	山田孝明君
国体推進課	長	家根孝二君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局	長	佐々木利夫君
書	記	多田和憲君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時10分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご参集をいただき、ここに20日目の議事が開会できますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第51号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第52号 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第53号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第54号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第55号 平成28年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第56号 平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、議案第51号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第6、議案第56号、平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの6件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第51号から日程第6、議案第56号までの6件を一括議題とします。

本件は、去る平成28年11月25日、予算決算常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されて

おります。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

12番、伊藤君。

○予算決算常任委員長（伊藤博夫君） 予算決算常任委員会からの報告を述べさせていただきます。

去る11月25日の本会議におきまして予算決算常任委員会に付託されました案件を審査するため、12月8日に委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告いたします。

付託されました案件は議案6件でありました。

まず、議案第51号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算は、全員賛成にて原案のとおり可決されましたので、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

○議長（齋藤則男君） 一括。

○予算決算常任委員長（伊藤博夫君） 議案第52号、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算、さらに53号、介護保険特別会計補正予算、第54号、下水道事業特別会計補正予算、第55号、農業集落排水事業特別会計補正予算、さらに公営企業会計の議案第56号、上水道事業会計の補正予算は、原案のとおり可決されましたので、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（齋藤則男君） これより、日程第1、議案第51号から日程第6、議案第56号までの6件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第51号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第51号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第52号、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第52号、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第53号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第53号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第54号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第54号、平成28年度永平寺町下

水道事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第55号、平成28年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第55号、平成28年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第56号、平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第56号、平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第7 議案第57号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第7、議案第57号、永平寺町一般職の職員の給

与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成28年11月25日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） それでは、総務常任委員会への付託案件につきまして委員長報告をさせていただきます。

本定例会におきまして総務常任委員会にて付託されました議案第57号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを付託いたし、去る12月9日金曜日午前9時より同10時10分まで、全委員及び町長、副町長、消防長を初め所管課長の出席をいただき、全委員出席のもと委員会を開催し、十分な審議の結果、皆様のお手元にございます委員会報告のとおり、全員賛成により可決いたしましたので、その審議内容をご報告いたします。

まず、今回の条例改正の目的ですが、ことし8月の人事院勧告を受け、本町の一般職員及び特別職の給与につきまして改正し、さらにその内容を準拠するもの及び軽微な部分についてもあわせて改正を行うものであります。

それでは、改正内容でございますが、改正条例は5条立てとなっております、第1条では一般職員及び再任用職員の勤勉手当率改正及び一般職員の給与の改定並びに軽微な改定とし、寒冷地手当の文言の削除、結核性疾患の特例の廃止等々となっております。

第2条では、平成29年度支給の勤勉手当の改正を6月と12月分に均等配分する内容と、平成30年度までに段階的に扶養手当の改正を行う内容となっております。

第3条関係では、町長と特別職及び議員の期末手当の率の改正、4条では、町長と特別職及び議員の平成29年度支給の期末手当の改正及びその均等配分をする内容でございます。

第5条では、軽微な部分の改正とし、公益法人等への職員派遣に関する条文中の既に平成26年度に廃止となっている寒冷地手当の文言が現在残っているということで削除を行う内容でございます。

主な意見といたしましては、この寒冷地手当の支給は、県内で支給されている市町があるのかどうかという確認をさせていただきました。結果、大野市、勝山



市、池田町が現在支給されているということを確認させていただきました。

以上、総務常任委員会において、全員賛成で可決いたしましたので、妥当なご決議をよろしく願います。

以上で報告を終わります。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第57号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第8 陳情第4号 教員の働き方の改善に関する意見書採択について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第8、陳情第4号、教員の働き方の改善に関する意見書採択についての件を議題とします。

本件は、去る平成28年11月25日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、副委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員長（滝波登喜男君） それでは、陳情第4号、教員の働き方の改善に関する意見書についてであります。当委員会といたしましては、出席委員全員賛成で採択となりました。

審議の詳細については、副委員長の金元議員が報告をいたします。

○議長（齋藤則男君） 金元議員。

○教育民生常任副委員長（金元直栄君） 教員の働き方の改善に関する陳情書、議会

初日に当委員会に付託をされました。この内容について当委員会では論議をしてきました。

この陳情書の内容とといいますのは、これは新聞でも報道されていますように、その資料にも出ていたと思うんですが、若狭の中学校勤務の先生が自殺されたという話であります。この先生は当時27歳、2014年の10月に自殺をされたということが労務災害に認定されたということで報道されていました。この先生は、先生になりたいくてなりたくてということで何年も教員試験を受けてやっとなった。その半年後に、いわゆる心労から自殺されたという報道でありました。これを受けて、そのお父さんや、またこれにかかわった人たちが先生方の働き方の改善に関する内容について、やっぱり改善していく必要があるということで陳情を受けたものであります。

常任委員会では当日、委員長が所用により欠席されていたこともありまして、酒井委員も欠席されていましたが、4人の委員で審議しました。

その結果、主な意見としては、例えば、「身近な人の中にも教員にはならないと言っている」とか「先生の忙しさはよく聞いている。確かに学校の近くを夜9時ごろに通っても、本当に電気がついているときが非常に多かった」。最近これが報道されて以降、7時から8時ぐらいに電気が消えるようになっているのかなというのはちょっと見えているところですが。それに、「精神的に安定していなければならない先生が実際は不安定な状況にあるということ」とか「やはり子どもたちを守るためには先生の働き方の改善は必要である」という意見が出されました。

この陳情については、全員一致で、何としても先生方の働き方の改善をお願いしたいということで採択することになりましたので、その採択をぜひ議会でもお願いしたいということで、ここで提案させていただきます。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する副委員長の報告は採択です。陳情第4号、教員の働き方の改善に関する意見書採択についての件を採択することにご異議

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択されることに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時27分 休憩)

---

(午前10時29分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま金元君外5名から、発議第3号、教員の働き方の改善に関する意見書の提出についての件が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1とし直ちに議題とすること決定しました。

～追加日程第1 発議第3号 教員の働き方の改善に関する意見書の提出について～

○議長(齋藤則男君) 追加日程第1、発議第3号 教員の働き方の改善に関する意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(佐々木利夫君) 朗読いたします。

発議第3号

教員の働き方の改善に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成28年12月14日

永平寺町議会議長	齋藤 則 男 様		
	提出者	永平寺町議会議員	金 元 直 栄
	賛成者	〃	上 田 誠
	〃	〃	小 畑 傳
	〃	〃	長 岡 千恵子
	〃	〃	酒 井 要
	〃	〃	滝 波 登喜男

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

#### 教員の働き方の改善に関する意見書

教員の長時間過密労働が大きな社会問題になっている。2014年に発表されたOECD調査結果で、改めて日本の教員の長時間労働が明らかになった。また、様々な実態調査の結果は、持ち帰り仕事を含め、平均の時間外勤務が過労死ラインと言われる月80時間を超えている。

こうした長時間労働や仕事上のストレスにより精神疾患を発症する事例が高止まりしており、長時間過密労働により公務災害と認定される事例も増えている。まさしく、教員の働き方を放置することができない状況になっている。

教員の長時間過密労働の大きな要因は、教員配置数の減である。1959年以降、毎年改善がすすめられた「定数改善計画」は、2001年から05年の第7次計画（高校第6次）以降は立てられていない。文科省は、「加配」を中心とした「定数改善計画」を打ち出すものの、近年では生徒減に伴う自然減を上回る教員の純減がなされている。生徒数や学校規模が小さくなっても、学校としての業務は変わらない。学校現場の教職員を増やすための抜本的な「定数改善計画」の策定が必要である。

また、法律上は「教員に時間外勤務を命じない」とされているため、教育分野では時間外手当の概念がない。職務の特殊性に対する教職調整額（本給の4%）

が支給されているが、仮に時間外手当と考えたとしてもわずか5～6時間分にしかならず、現在の教職員の勤務実態と全くかみ合っていない。この問題は、コスト意識抜きに、ただ働きで教員をいくらでも使い回すことにつながっている。

教員の働き方を改善するために、下記の項目について取り組むよう強く要請する。

#### 記

- 1 生徒減による教員の自然減を上回る純減を行うのではなく、学校現場の教職員増につながる「教職員定数改善計画」を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 提案理由の説明を求めます。

9番、金元君。

○教育民生常任副委員長（金元直栄君） 提案理由の説明でありますけれども、教員の働き方の改善に関する意見書です。

これは、先ほど陳情の中でも説明させていただきましたが、本当に先生方の長時間労働は大きな社会問題になっている。これを改善することが子どもたちのやっぱり健全な育成にも大きな力になるという立場からであります。

なお、陳情の中で、いわゆる先生方の長時間労働に対する超過勤務手当はという概念がないので、そういう意識がないということになっていました。だから陳情書の中では、その時間外手当について超過勤務手当を出すようにということもありましたけれども、当委員会で論議した結果、この長時間労働をさらに加速することにつながるのではないかと、本当に加配いわゆる先生方の定数改善をきちっと立ててもらおう、これが第一ではないかということから、記の2番目にありました時間外手当をつけろというような趣旨の文言については外して意見書の採択をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第3号、教員の働き方の改善に関する意見書の提出についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第9 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第9、発議第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(佐々木利夫君) 朗読します。

発議第2号

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成28年12月14日

永平寺町議会議長 齋藤 則 男 様

提出者 永平寺町議会議員 小 畑 傳

賛成者 永平寺町議会議員 伊 藤 博 夫

〃 〃 奥 野 正 司

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 総務大臣  
厚生労働大臣

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 提案理由の説明を求めます。

7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） そもそも町議会議員の立場的には、ご存じのとおり、基本的にはアルバイト的な非常に不安定な中にあるのが我々、町議会議員ではないかなと思います。

この意見書に書いてありますとおり、いわゆる我々の議員の立場をより明確にしまして、その後の生活も少しでもプラスになるようなことを念願する次第であります。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第10 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第10、委員会の閉会中の継続審査についての件を議題とします。

総務常任委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～日程第11 委員会の閉会中の継続調査について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第11、委員会の閉会中の継続調査についての件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

（午前10時41分 休憩）

---

（午前10時42分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る11月25日開会以来20日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝を申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中その都度指摘されました諸点について十分留意されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げ、平成28年第8回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成28年度補正予算を初めとする重要案件について慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、旧消防庁舎を役場庁舎として活用するための改修工事において、2階フ

ロア工事が完了しましたので、12日より、建設課、農林課、商工観光課の配置を移し業務を行っております。また、今月中旬には、財政課、国体推進課を本庁2階事務所にそれぞれ配置をいたしますので、大変ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

19日、20日には、永平寺中学校、上志比中学校においてすまいるミーティングを行うこととなっております。毎年開催しておりますが、直接生徒の皆さんからお話を伺うことができ、町への思いや新たに気づかされることがあり、町への関心の高さがうかがえます。今回は、まちのにぎわい、防犯対策、観光の振興等のテーマで行われるようですので、これからの町を担う次世代の提案をできる限り政策に生かしてまいりたいと考えます。

当初予算編成に当たりましては、予算決算常任委員会や議会事務事業評価のご意見を尊重するとともに、新規事業を含めた継続事業におきましても、事業の必要性や費用対効果などを見きわめ、効率的でより効果的な予算編成を行い、一層の行財政改革を進めてまいります。

今後の町政の推進に当たりましては、これまで以上に住民の声をお聞きしながら、子育て、観光、農業、商工業など、町の情報を発信して投資を呼び込む町へと魅力を高めながら、将来を担う子どもたちや現在この町で暮らす町民、これから町民になろうとする人も、住み続けたい、住んでよかったと言えるまちづくりに向け、しっかりと取り組んでまいります。

中部縦貫自動車道の福井北インターチェンジから大野インターチェンジ間の開通、福井しあわせ元気国体の開催、永平寺門前まちなみ整備事業などが町への誘客につながる大きなチャンスの時と捉え、これまでの取り組みを充実、発展させ、好循環のまち、元気なふるさと永平寺の創生につなげてまいります。

これから大変寒さの厳しい季節を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意されご活躍いただきますようご祈念申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

(午前10時46分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員